

高知労働局発表  
令和5年2月3日

高知労働局職業安定部職業対策課  
課長 安田 博人  
課長補佐 岡本 直久  
電話 088-885-6052

報道関係者各位

### 外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在）の訂正について

公表日（令和5年1月27日）のプレスリリースの資料に一部誤りがありました。今後はチェック体制を強化し、再発防止に努めます。関係者の皆様には、謹んでお詫び申し上げますとともに下記のとおり訂正します。

#### 〈訂正箇所〉

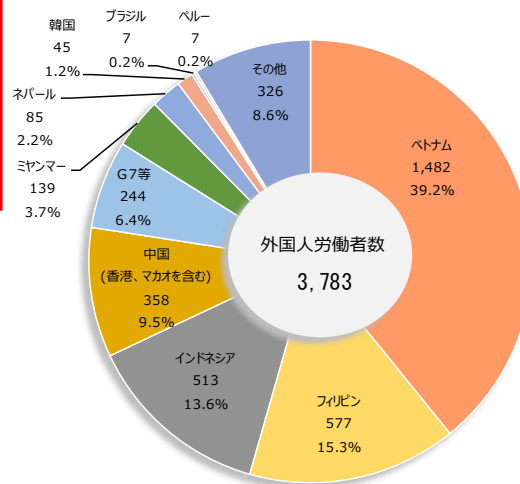
外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在）P3 3 外国人労働者の属性（1）ベトナム、フィリピン、インドネシアの外国人労働者数全体に占める割合（正）

#### 3 外国人労働者の属性

（1）国籍別にみると、ベトナムが外国人労働者数全体の**39.2%**を占め、次いで、フィリピンが**15.3%**、インドネシアが**13.6%**、となっている。（図1、別表1）

（注）G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアを表す。

<図1>国籍別外国人労働者の割合



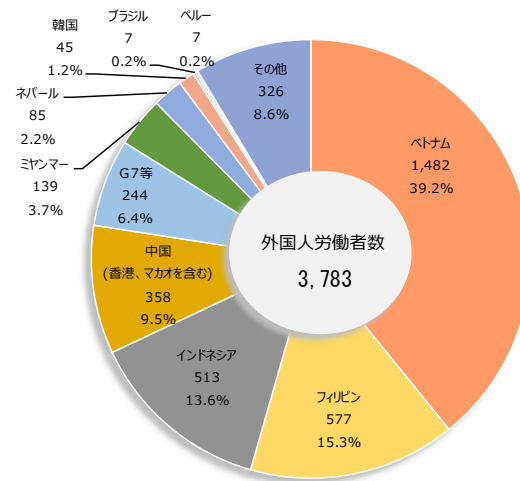
#### （誤）

#### 3 外国人労働者の属性

（1）国籍別にみると、ベトナムが外国人労働者数全体の**42.9%**を占め、次いで、フィリピンが**16.7%**、インドネシアが**14.8%**、となっている。（図1、別表1）

（注）G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアを表す。

<図1>国籍別外国人労働者の割合



## 外国人雇用状況の届出状況 (令和4年10月末現在) について

高知労働局

### 1 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられており、ハローワークは当該届け出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・援助等を行っている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回公表した数値は令和4年10月末時点の届出状況を集計したものである。

### 2 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

- (1) 令和4年10月末現在、外国人労働者を雇用しているとして届出のあった事業所は1,017か所であり、外国人労働者数は3,783人であった。

令和3年10月末現在の913カ所、3,391人に比べ、事業所数は104カ所（11.4%）の増加となり、平成19年届出が義務化されて以降、過去最高の数値を更新し、外国人労働者数は392人（11.6%）の増加となった。

- (2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は24か所、当該事業所で就労する外国人労働者は71人であり、事業所全体の2.4%、外国人労働者全体の1.9%を占めている。（別表2）

### 3 外国人労働者の属性

- (1) 国籍別にみると、ベトナムが外国人労働者数全体の**39.2%**を占め、次いで、フィリピンが**15.3%**、インドネシアが**13.6%**、となっている。（図1、別表1）

(注) G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアを表す。

